

愛媛県市町総合事務組合非常勤消防団員退職報償金条例の特例に関する条例施行規則

平成17年4月1日 制定 (平成17年規則第20号)

愛媛県市町総合事務組合非常勤消防団員退職報償金条例の特例に関する条例(平成17年条例第16号)第2条の規定の適用について市町長が申し出をしようとするときは、次の各号に規定する申請書を提出しなければならない。

- 1 第2条第1号の場合にあつては 様式第1号
- 2 第2条第2号の場合にあつては 様式第2号
- 3 第2条第3号の場合にあつては 様式第3号

附 則 (平成17年規則第20号)

この規則は平成17年4月1日から施行する。